

## ワープロを操作して秘密証書遺言の表題及び本文を入力して印字した者と民法九七〇条一項三号にいう筆者

柳 勝 司

遺言無効確認請求事件 最高裁判平成二四年九月二四日判決  
家裁月報五五巻三号七二頁、判例時報一八〇〇号三二頁

### 「事実関係」

一、A（明治四四年一月一日生）は、昭和一六年九月二五日、Dと婚姻し、同人との間に、Xら三名の子をもうけた。Aは、昭和二八年七月一七日、Dと離婚した。その後、Aは、昭和二八年一月一日、Yと婚姻をした。Yは再婚であり、前夫との間にBら四名の子をもうけていた。AとYの子Bら四名とは養子縁組をしてはいない。

Aは、平成六年四月二〇日ごろ脳梗塞を発症し、以後、パー

キンソン症候群、脳梗塞、意識障害との診断を受け、入院院を繰り返していた。そして、Aの入院中の平成一〇年一月一五日付け（当時Aは八七歳）で、次のような遺言書が作成された。

「遺言書 遺言者Aは、次のとおり遺言する。私の財産は、すべて、妻Yに相続させる。なお、この遺言は、妻Yの多年の労苦に報い、その老後の保障のためにするものである。子供らは皆これを了承し、母への孝養を尽くすことを望む。平成十年十一月拾五日 神奈川県横浜市\* \*区\* \*町\* \*番地 遺言者A」

この遺言書について、作成年月日の「平成十年十一月拾五

日」の記載のうちの「拾五」の記載及び遺言者の住所氏名のうちのAの署名部分だけをAが記載し、その余（「遺言書」との表題、本文、年月の記載、住所）は、ワープロで印字されている。このワープロを操作して入力・印字した者は、Bの妻Cであった。Bは、Aから、遺言書作成の相談を受け、遺言書の書き方を示した本を購入し、その文例を示して、Cに遺言書をワープロ打ちをするように求め、Cは、これに従い、文例に倣って、文例の遺言者と妻の氏名をAとYに置き換えて、ワープロ入力し、印字した。

二、平成一〇年一月二〇日、Aの入院する病院に、公証人Eが出向き、F・Gの二人の立ち会いのもとに、秘密証書遺言の形式で本件遺言がされた。その際、Aは、公証人Eと証人F・G二人の面前に、封筒に入れられた本件遺言書を提出した上で、E公証人に対し、本件封筒に入れられた文書がAの遺言書であって、A自身がこれを筆記した旨を申述し、ワープロ入力・印字をしたCの氏名と住所については言わなかった。

Yは、本件遺言がなされた後、Aから本件封筒の保管を依頼されて自宅に保管していたが、Aが平成一一年五月七日死亡したので、横浜家庭裁判所に本件遺言書の検認を申し立て、

ワープロを操作して秘密証書遺言の表題及び本文を入力して印字した者と民法九七〇条一項三号にいう筆者

ついて争いが生じたときに、当該筆者に対する尋問を行う便宜を慮った点にある。すなわち、秘密証書遺言の場合、公証人は、封書に封じられた当該遺言書につき、遺言者がその封書入りのまま遺言書を提出したこと及び遺言者においてその遺言書が自己の遺言である旨を申述したことを公証するにすぎず、提出された遺言書についてその記載内容を検証し、遺言書に記載された遺言の趣旨と遺言者の真意との間に齟齬があるか否か等を確認することはしないので、遺言者の真意を確認するには遺言者以外に遺言者の本文を筆記した者がいる場合には、一般的には、その筆者を尋問して、遺言者が遺言を口述した当時の遺言者の言動や遺言時の状況等を明らかにし、遺言書作成当時の遺言者の遺言能力及び遺言意思の有無、遺言者が遺言につきどのような考え方をもっていたか等を確認し、また、遺言書について、書き間違いやすり替え等があるか否か、あるいは判読しがたい部分についてどのような記載がされているか等を確定し、遺言書が遺言者の真意に沿うものであるか否かを判断するのが相当であると考えられたものと理解されるのである。そこで、秘密証書遺言をするに当たっては、一律に、遺言者に筆者を明らかにさせ、遺言者死亡後に筆者を尋問することができるよう配慮したも

同年八月六日に、本件遺言書の検認がなされた。

三、このような遺言に対して、Xらは、遺言当時Aは意思能力を欠いていた、遺言書はAの意思に基づいて作成されたものではない、Aは公証人に対して遺言書の筆者の氏名及び住所を述べていなかったから、遺言は民法九七〇条一項三号の要件を欠き不適式なものであると主張して、Yに対し本件遺言は無効であることの確認を求めた。

#### 「第一審判決」

一審横浜地裁平成一三年七月四日判決は、本件遺言書の「筆者」はCであり、AはCの住所氏名を述べていないから、本件遺言は、民法九七〇条一項三号の要件を欠き、無効であると判断して、Xらの請求を容認した。

#### 「原審判決」

東京高裁平成一三年一月二八日判決（判例時報一七八〇・一〇四）も、次のように述べて、Xらの請求を認容した。

「民法九七〇条一項三号が、秘密証書によって遺言をする方式として、証書（遺言の本文）の筆者の住所氏名を公証人に申述することを要求している趣旨は、後日、秘密証書遺言に

のと解することができる。そうすると、「民法九七〇条一項三号に規定する筆者とは、遺言者以外の者であって、実際に遺言を筆記した者をいうのであり、遺言書がワープロで印字されている場合には、そのうち、遺言者自身がワープロを操作して印字した場合はもちろん、遺言者以外に筆者は存在しようにないが、その他の、遺言者以外の者がワープロを操作して印字した場合は、遺言者自身がワープロを操作して印字した場合は、遺言者自身がワープロを操作して印字したと同視することが許される特段の事情がある場合、すなわち当該ワープロ印字部分の一語一語に係るワープロ入力、遺言者があらかじめ自筆で作成した原稿を添えてワープロ操作者に直接なした依頼に基づき、ワープロ操作者において、何らかの加除訂正その他の行為を行わず、ひたすらその原稿文どおりに純然たる機械的方法により行われるとともに、その入力されたとおり出力（印字）されたにすぎない場合を除き、ワープロを操作した者（遺言者の遺言の内容を入力し、これを出力「印字」した者）が筆者に当たると解するのが相当である。したがって、本件においては、遺言書の筆者はAではなく、訴外Cであるとす。そして、「上記のとおり秘密証書遺言において遺言者が公証人に対し筆者を申述することは、その方式上、実質的かつ重要な要素といふべきところ、

民法九六〇条は、「遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、これを行うことができない。」と規定して、遺言につき同法に定める方式でなければ遺言としての効力を認めないとする厳格な定めをし、同法九七〇条において、秘密証書遺言の方式について詳細な規定をし、同法九七一一条が、秘密証書遺言が同法九七〇条に定める方式に欠けるものがあっても同法九六八条の自筆証書遺言としての方式を具備するときにはこれを自筆証書遺言としての効力を有すると規定していることにかんがみれば、秘密証書遺言につき同法九七〇条の要件が欠ける場合には、同法九七一一条により自筆証書遺言としての効力が認められない限り、遺言としては無効とするというのが同法の趣旨である」と述べて、「Aが公証人Eに対し、本件遺言書の筆者が訴外Cであることを申述せず、亡A自身が筆者である旨申述したのであるから、本件遺言は、秘密証書遺言としては無効である。」と判示した。

〔上告理由〕

×は上告をして、ワープロで印字された遺言者の筆者はワープロの操作者に限定することは誤りで、社会常識上当該書面に署名、捺印した作成者自身を指す場合があると理解すべき

であるとして、次のように述べる。

(1) 一審判決が、筆者の住所氏名を申述させる趣旨として、筆者を尋問することによって、遺言時の状況や遺言者の遺言能力の有無を判断するためであるとしているが、「遺言書の筆者を尋問することによって、……広範囲の事実を確定しようとするのは極めて危険である。遺言は客観的に存在する遺言書それ自体とその他の諸般の状況によって判断されるべきであって、筆者であるとされる者の証言によって遺言の内容を実質的に左右するような解釈を導きだすべきではない。」

筆者の住所氏名を申述させる趣旨は、むしろ、次の理由もある。「自筆証書遺言と異なり、秘密証書遺言は第三者によって筆記されることも想定されているので、筆者を明らかにすることによって、その後の遺言書の偽造・変造を防ぐためであると考える。即ち、遺言者は筆者をAであると申述しているのに、遺言者の筆跡は明らかにAのものでない場合は、後日、偽造・変造が行われたことが推測される。」

「筆者の住所氏名を申述させる趣旨を上記のように解するならば、第三者が肉筆で書いた遺言書については筆者を申述させることにはそれなりの意義があるとしても、ワープロで印字をした場合は文字に個性がないので、誰が操作しても同じ

字体であり、筆者を申述させる意義はさほど大きくない。」として、「このように見てくると、単にワープロを操作したに過ぎない者は筆者に当たらないといふべきである。少なくともワープロを操作したに過ぎない者を筆者であると申述しなかつたという理由で遺言を無効とすべきではない。」

(2) また、「遺言者が原稿を作成してそれを第三者に打たせた場合、筆者は果たして誰なのか。解釈は数通り考えられる。即ち、筆者は遺言者であるとする考え方、筆者はワープロ操作者であるとする考え方、筆者は遺言者でもワープロ操作者でも良いとする考え方、原審のいうように厳格に遺言者の意思どおりに打った場合にのみ遺言者で、それ以外はワープロ操作者であるとする考え方。原判決は、遺言者自身がワープロを操作したと同視することが許される特段の事情がある場合に限り、第三者がワープロを操作しても遺言者自身が筆者であるとするが、それ以外はすべてワープロ操作者が筆者であるとする。」

但し、特段の事情の有無の限界が明確であるか疑問なしとしないし、両者を分ける限界が恣意的であっては、両者の効力を分ける理由は十分ではない。なお、申述を誤った場合はすべて遺言書が無効になるのか(例えば原判決が特別の事情

があるとする場合にもかかわらずワープロ操作者を筆者であると申述すれば遺言は無効になるのか、それともその場合は有効なのか)も明かでない。遺言者の意見を聞いて第三者(例えば弁護士)がワープロを操作して遺言文を作成した場合、筆者はその第三者であるとする意見が多数であると思われるが、その場合でも、ワープロによって印字された遺言文に遺言者が署名捺印している外見なので、文章の作成名義人は遺言者本人になっていることから、この場合も遺言者自身が筆者であると申述することも許されるのではないかとする考え方も成り立ち得る。更に、遺言文の原稿を作成した第三者(例えば弁護士)が事務員にワープロを操作して遺言本文を作成された場合、筆者はその第三者なのか事務員なのか。

上告人の意見としては、ワープロで印字された遺言文に遺言者が署名捺印した場合の筆者は遺言者本人であると考えられる。但し、ワープロ操作者を筆者であると申述しても、必ずしも誤りではなく、筆者の解釈は緩やかにされるべきであると考えられる。」

〔最高裁判決〕

「……上記事実関係の下においては、本件遺言の内容を筆記

した筆者は、ワープロを操作して本件遺言書の表題及び本文を入力し印字したものであるというべきである。Aは、公証人に対し、本件遺言者の筆者としてCの氏名及び住所を申述しなかったのであるから、本件遺言は、民法九七〇条一項三号所定的方式を欠き、無効である。」

#### 「研究」

秘密証書遺言文がワープロを操作して書かれたときは、ワープロ操作者が九七〇条一項三号の「筆者」に当たるとする解釈は基本的には妥当であると考ええる。但し、「筆者」の確定基準について、そして、遺言者以外の者が「筆者」である場合における遺言者の真意の確保の方法について、解決しなければならない問題が伴う。

#### 一、筆者

秘密証書によって遺言をするには、遺言者が遺言証書に署名し、印を押しした上で（九七〇条一項一号）、その証書を封じ、証書に用いた印章を以てこれに封印することをしなければならぬとされている（九七〇条一項二号）だけで、遺言証書は遺言者の自書でなければならないというような制限はない。

作者が何らかの加除訂正その他の行為を行わず、ひたすらその原稿文どおり入力し、出力（印字）した場合は、特段の事情のある場合であり、遺言者が「筆者」であるとしている。しかし、このような解釈については、上告理由に示されているように、特段の事情の有無の基準が不明確であると批判されることになる。

そこで、私は、「筆者」の確定については、特段の事情の存在を認めるべきでないと考える。すなわち、ワープロ操作者が遺言者の原稿どおり入力したような場合でも、あるいは、筆者の口述をワープロ操作者が入力したような場合でも、「筆者」はワープロ操作者であると考ええる。つまり、遺言者が原稿を第三者に渡し、その第三者が、その原稿どおりに、手書きで清書をしたとしても、あるいは、遺言者の口述を第三者が手書きで文章化したとしても、その第三者が「筆者」であり、同じ様に第三者がワープロで入力した場合でも、その第三者が筆者であると考ええる。

#### 二、筆者の氏名及び住所の記載の意義

本最高裁判決は、本件遺言者の筆者としてCの氏名及び住所を申述しなかったので、方式に欠ける遺言であり、遺言は

したがって、秘密証書遺言においては、他者によって遺言文が書かれたり、遺言書がタイプライターやワープロなどを用いて作成されたり、また、印刷や印字によって文字が書かれることも考えられる<sup>3)</sup>。そして、遺言者が自身でタイプライターやワープロ操作をし、自身で印字を行うことだけではなく、遺言者以外の者が、遺言者の意向を受けて、タイプライターやワープロ操作をし、印字を行うことも考えられる<sup>4)</sup>。このような場合、九七〇条一項三号の「筆者」には、誰が該当することになるのか。これが、本事案の問題である。

判決は、一審判決から最高裁判決にいたるまで、一致して「筆者」はワープロを操作して、入力・印字をした者（本件ではC）であるとしている。このような判決について、本件においてはワープロ操作者Cを筆者とするという解釈には賛成できるとしても、「筆者」を確定する基準には不明確な点が残っている。

「筆者」を確定する解釈について、原審判決は、遺言者以外の者がワープロを操作して入力・印字をした場合でも、遺言者自身がワープロを操作して印字したと同視することができる特段の事情のある場合があるとする。そして、原審判決は、遺言者があらかじめ自身で作成した原稿に基づきワープロ操

無効であるとする。それでは、「筆者」の氏名及び住所の記載は、どのような意味をもつのであろうか。

原審判決は、「証書（遺言の本文）の筆者の住所氏名を公証人に申述することを要求している趣旨は、後日、秘密証書遺言について争いが生じたときに、当該筆者に対する尋問を行う便宜を慮った点にある。すなわち、秘密証書遺言の場合、公証人は、封書に封じられた当該遺言書につき、遺言者がその封書入りのまま遺言書を提出したこと及び遺言者においてその遺言書が自己の遺言である旨を申述したことを公証するにすぎず、提出された遺言書についてその記載内容を検証し、遺言書に記載された遺言の趣旨と遺言者の真意との間に齟齬があるか否か等を確認することはしないので、遺言者の真意を確認するには遺言者以外に遺言者の本文を筆記した者がいる場合には、一般的には、その筆記者を尋問して、遺言者が遺言を口述した当時の遺言者の言動や遺言時の状況等を明らかにし、遺言書作成当時の遺言者の遺言能力及び遺言意思の有無、遺言者が遺言につきどのような考え方をもっていたか等を確認し、また、遺言書について、書き間違いやすり替え等があるか否か、あるいは判読しがたい部分についてどのような記載がされているか等を確認し、遺言書が遺言者の真意



に沿うものであるか否かを判断するのが相当であると考えられたものと理解されるのである。……」と述べる。

学説も、筆者の氏名と住所を申述させるのは、後日、遺言について争いが生じたとき、同人に尋問する便宜を考えたにほかならぬと述べている。<sup>53)</sup>

しかし、このような理解には疑問がある。「筆者」に尋問をするという際には、問題があると考ええる。遺言者が死亡し、遺言の効力を生じたときに、「筆者」が存命しているとは限らず、また、「筆者」に尋問をした場合には、「筆者」の陳述いかんによって遺言が無効となってしまうということにも問題が残るからである。

私は、遺言の「筆者」の住所氏名を申述することは、「筆者」が遺言者と異なることを示すだけのことしか意味を有さないと考える。そして、私は、遺言者以外の者が「筆者」である場合には、公証人は遺言者に遺言の文言を確認したか否かを問ひ、かつ、その内容は遺言者の意思の通りであるかということ遺言者に問うべきであると考ええる。そして、それらの問いに対して、遺言者が肯定の申述をするならば、そのことを、公証人は封紙に付記すべきであると考ええる。このような公証人の付記によって、遺言書が遺言者の真意に沿うもので

あることを示すべきである。

### 三、フランス法における秘密証書遺言

#### (1) 秘密証書遺言の規定

この点において、フランス民法の秘密証書遺言の規定は参考となる。フランス民法九七六条二項は、次のように定めている。

「……遺言者は、このようにして閉緘し、押印し、かつ封印して、その用紙を、公証人と二人の証人に提出するか、または、その用紙を、それらの者の面前で、閉緘し、押印し、かつ封印する。そして、遺言者は、その用紙の内容が彼の遺言であり、彼の署名がなされていること、そして、彼によって筆記されたか又は他の者によって筆記されたか、とういことを申述する。後者の場合には、遺言者はその文言 (libelle) と内容を自身で確認 (vérifier) したとういことを是認しなければならぬ。どのような場合であれ、遺言者は、用いられた書き方 (手書き又は機械) を表示する。」

#### (2) 筆者

このような規定によると、遺言者自身が遺言を筆記することも、遺言者以外の者が遺言を筆記することもできる。未成

ワープロを操作して秘密証書遺言の表題及び本文を入力して印字した者と民法九七〇条一項三号にいう筆者

年者、外国人、女性、さらには、受遺者、公証人であっても、遺言者以外の者として、遺言を筆記することができる。<sup>54)</sup>

遺言が遺言者と異なる者によって筆記されたとしても、遺言者は、遺言者の代わりに遺言を筆記した者の名前を示すことも必要はないとされている。遺言を筆記した者が署名をすることも必要でないし、署名をしたとしても遺言が無効となるということもない。<sup>55)</sup>

遺言者以外の者によって遺言が筆記されたとされる場合には、遺言者が筆記者に口述をしたということもあるであろうし、遺言者の書いた下書きを第三者が清書しただけという場合もある。<sup>56)</sup>

秘密証書遺言は、手書きであっても、機械で書かれてもよいので、タイプで打たれた秘密証書遺言も有効である。従って、遺言者の口述を第三者がタイプで打ったり、遺言者の書いた下書きを第三者がタイプで清書をした場合にも、遺言者以外の者によって筆記された秘密証書遺言といふことになる。

(3) 他者によって筆記された遺言の内容についての遺言者による確認

遺言者以外の者によって遺言が筆記された場合には、「遺言者はその文言 (libelle) と内容を自身で確認 (vérifier) した

ということを是認しなければならぬ」ことから、フランス民法は第九七八条は、「読解能力のない者らは、秘密証書遺言の方式で処分することはできない。」と規定している。そして、学説は、フランス民法の秘密証書遺言においては、遺言者が自身で遺言を筆記するとしても、あるいは、第三者に筆記させるにしても、遺言者は、少なくとも、読むことができる能力、すなわち、読むことが体力的にも知力的にもできる能力が必要であると説かれている。<sup>57)</sup>

フランス民法の秘密証書遺言においては、手書きであろうが、機械 (タイプ) を用いて書いたであろうが、遺言者が自身で筆記したか他者に筆記させたかを明示することが必要であり、他者に筆記させた場合には、他者が筆記した遺言の文言とその内容を遺言者が確認をしたという遺言者の申述のあることが必要である。そして、もし、秘密証書遺言において、遺言者が自身で筆記したか他者に筆記させたかが明示されていない場合には、遺言は無効となる。<sup>58)</sup> むろん、遺言者が、他者に遺言を筆記させているにもかかわらず、他者に筆記させたことを明示していないならば、遺言は無効となる。

#### (4) 一九五〇年前の秘密証書遺言の規定

現在のフランス民法の秘密証書遺言の規定は、一九五〇年

に、改正されたものである。それ以前の規定は、「……遺言者は、公証人及び少なくとも六人の対して、このように封緘し捺印した証書を提出し、又は、これらの者の面前において封緘し、捺印させる。そして、遺言者は、その用紙に記載されたものは自己の遺言であり、自ら書いて署名したものであること、または、他人に筆記させ、自ら署名をしたものであることを申述する。公証人は、その用紙の上に、又は、封紙とした紙の上に、その申述を表書として記し、遺言者、公証人及び証人ら全てがこの表書に署名する。……」となっていた。

この規定によっても、遺言者は、遺言を自分で書いてもよいし、他者に筆記させてもよいことになる。そこで、次のようなことが、言われていた。

「他者によって自分の遺言を筆記させる場合には、遺言者は、遺言の筆者に遺言を口述をするというようなくとも全く必要ではない。自分の遺言の作成を、好ましいと思われる者に、委ねてしまうことも可能である。この場合、遺言者意思と遺言とが一致していることが、遺言者の署名と、一致している旨の申述を遺言者が公証人と証人とにすること、とによって、十分に、確認 (verifier) されなければならない。」<sup>113)</sup>

一九五〇年の改正においては、このような論述が基になっ

#### 四、結 語

このようなフランス民法における規定の文言の変更について見ると、我が国においても、秘密証書遺言の規定に変更を加えて、遺言者以外の第三者が遺言の「筆者」となった場合には、「遺言者は、遺言の文言を確認して、自分の遺言であると申述すること」といった規定を置くべきであると考ええる。

このような改正がなされない現状においては、公証人は、秘密証書遺言の作成に立ち会う場合には、二人以上の証人を前にして、遺言者に対して、「筆者」が誰かを明確にさせ、遺言者以外の者が「筆者」の場合には、民法九七〇条一項三号の「自己の遺言書である旨」の申述に関連させて、遺言者は遺言の文言とその内容を確認したかということを問い、さらに、遺言は遺言者の意思と一致しているかについても、遺言者に問うべきであり、そして、それらの問いかけに対して遺言者が肯定をしたならば、その旨を、遺言書の封紙に付記すべきである。公証人によるこのような付記が、遺言書に記載された遺言の趣旨と遺言者の真意との間に齟齬の発生することを防ぐことになる。また、公証人がこのような付記をしても、秘密証書遺言の方式に違背することにはならないと考える。もっとも、本件遺言に関しては、公証人による付記がどの

て、現行の条文の文言(「……彼(遺言者)によって書かれたか又は他の者によって書かれたか、とついつことを申述する。後者の場合には、遺言者はその文言 (libelle) と内容を自身で確認 (verifier) したついつことを是認しなければならない。……」)ができてあつたと考えられる。

(5) まとめ

フランス民法の秘密証書遺言においては、遺言者が自身で遺言を筆記したのか、遺言者以外の者が遺言を筆記したのかの区別に重点がおかれているのみで、それ以上に、遺言者以外の誰が遺言を筆記したのかというようなことについては、まったく問題にしておらず、ましてや、遺言者以外の筆者に遺言が遺言者の真意を現しているかについて尋問をするというようなくことは一切考えられていない。その代わり、遺言者以外の者が遺言の筆者である場合には、遺言者が他者の書いた遺言の文言を確認して、遺言の文言が遺言者の意思と一致しているといつことを、遺言者に申述させることとしている。秘密証書遺言の有効性を遺言者の意思表示に依らせていることとなる。

よつになされるべきかという問題以前のこととして、遺言者は、第三者がワープロを用いて遺言書を作成しているにもかかわらず、遺言者自身で筆記した旨を申述したということであり、このことだけで遺言は無効となる。遺言書を筆記したのは遺言者かそれ以外の者かの区別は、事実に基づいて、明確にされなければならない。この区別が明確になつていないだけでも、遺言は無効となる。<sup>114)</sup>

#### (注)

(1) 秘密証書に依る遺言書の保管については、「民法第七七条秘密証書八別段ノ規定ナキニ於テハ公証人ニ於テ預リ置クヘキモノニ非ス」という明治三二年九月二〇日の民刑局長回答記事八三号一〇四頁がある。学説も、「秘密証書に依る遺言の封紙は公証人の記載があるけれども、其の内容は公正証書ではないから、公証人の保管すべきものでない。……遺言者は便宜の方法に従つて其の保管を為すべきである(和田于一・遺言法一〇二頁)。」と説いている。

(2) 近藤英吉・判例遺言法・七一頁。奥田義人・民法相統論・三二二頁は、「他人ヲシテ筆記セシムルヲ得ヘシ」として、「読ムコト知ラサル者」は秘密証書遺言をすることはできないと述べている。

- (3) 中川善之助「泉久雄・相続法(第四版)五三七頁
- (4) 久邇忠彦・新版注釈民法(28)遺言・遺留分・一〇八頁、高野竹二郎・相続法・四〇一頁
- (5) 久貴・前掲書・一一〇頁。中川「泉・前掲書・五三八頁も参照」
- (6) Planiol et Ripert, Traité pratique de droit civil français, T. , n. 575; Aubry et Rau, Cours de droit civil français, T. , §671, p. 607, note2; G. Baudry-Lacantinerie, Traité théorique et pratique de droit civil, 3e édition, XI, 1905, n. 2125.
- (7) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575, note (2); Cass, req. 16 déc. 1834, S. 35, 1, 463.
- (8) Jurisclassiseur civil, Art. 971-998, Testament mystique, 1961, n. 9.
- (9) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575, note (2); Jurisclassiseur civil, op. cit., n. 8.
- (10) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575, note (3).
- (11) Planiol et Ripert, op. cit., n. 575; Jurisclassiseur civil, op. cit., n. 13.
- (12) Lyon, 1er juill. 1980; D 1981, IR. 468 は、次のように判決をした。「フランス民法九七一条においては、秘密証書遺言をしようする者は、その内容は、遺言である、自己の署名がなされたあり、自己が書いたものであるか、他の者が書いたものであるかを申述し、後者の場合にもいは、その書かれたものを面

身で確認をしたといふことを、申述しなければならない。また秘密証書遺言をしようとする者は、すべての場合、(手書きであるとか機械の手段によるとかの)記述の方法を申述しなければならない。』と規定している。もし、公証人によって作成された記述証書 (le brevet de suscription dressé par notaire) に、秘密証書遺言をしようする者が、この証書に、機械でタイプ打ちされた遺言書がはいつてあり、その遺言書は秘密証書遺言をしようする者がタイプ署名をしようし、よいつてしか記載されていないならば、その遺言書は遺言者本人によつてタイプライターで打たれて作成されたといつてよいには少しもならぬ。かつ、遺言者本人はその書かれたものを確認したといつ申述がないので、その遺言は、フランス民法一〇〇一条の規定の適用により、無効である。』

- (13) G. Baudry-Lacantinerie, op. cit., n. 2125.
- (14) 前注(12)のフランスの判決例を参照。(1003年六月13日)